

松山市立浅海小学校学校関係者評価委員会規程

松山市立浅海小学校

(名称)

第1条 本委員会は、松山市立浅海小学校学校関係者評価委員会と称する。

(趣旨)

第2条 本委員会の規程は、学校教育法第42条の規定に基づき、松山市立浅海小学校の学校関係者評価委員会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第3条 本委員会は、学校評価の客観性・透明性を高めるために学校関係者評価を実施し、学校経営の改善、教育力の向上、開かれた学校づくりを推進することを目的とする。

(活動内容)

第4条 本委員会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 学校訪問や授業参観等を通して、学校の実態を把握する。
- (2) 学校の自己評価が適切に行われているか検証する。
- (3) 学校経営の改善に向けた取組が適切か検証する。
- (4) 学校の自己評価を受けて学校関係者評価を実施し、結果の公表・説明を行う。
- (5) その他必要な事項は、学校関係者評価委員の協議により実施する。

(組織)

第5条 本委員会は、次の構成員によって組織する。

- (1) 学校評議員
- (2) P T A会長及び副会長
- (3) 学校の教職員

(任期)

第6条 本委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第7条 本委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、本委員会を総理する。

(運営)

第8条 本委員会は、校長が招集する。

- 2 本委員会は、必要に応じて関係者を求め、その意見を聴くことができる。

(付則)

この規程は、平成20年7月1日から施行する。
令和2年2月27日(第1回改訂)